

大阪広域環境施設組合告示第 10 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第九条の三第2項及び第9項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類（以下、「調査書」という。）を作成したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める事項について大阪広域環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例等で定めるところにより、次のとおり告示する。

調査書については、公衆の縦覧に供し、当該施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与する。

令和3年12月16日

大阪広域環境施設組合 管理者 松井 一郎

縦覧図書	鶴見工場建替事業に伴う生活環境影響調査書
対象施設	大阪広域環境施設組合鶴見工場（場所：大阪市鶴見区焼野2丁目11番）
対象施設の種類、 処理する一般廃 棄物の種類	対象施設の種類：焼却施設（ごみ処理施設） 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類：可燃ごみ
対象施設の 処理能力	620t／日（24時間）
調査の項目	大気汚染（大気質）、騒音、振動、低周波音、悪臭、廃棄物、地球環境、 景観
縦覧場所	大阪市鶴見区役所行政情報コーナー（鶴見区役所1階） 守口市環境下水道部廃棄物対策課（守口市役所6階） 門真市役所別館1階情報コーナー（門真市役所別館1階） 大阪広域環境施設組合施設部建設企画課（あべのルシアス12階） 大阪広域環境施設組合鶴見工場
縦覧期間及び 時間	令和3年12月17日（金）から令和4年1月17日（月） 午前9時30分から午後5時00分まで ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日は除きます。
意見書の 提出先	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階 大阪広域環境施設組合施設部建設企画課
意見書の 提出期限	令和4年1月31日（月）まで 意見書の提出にあたっては、文書で提出または郵送してください。
お問い合わせ先	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階 大阪広域環境施設組合施設部建設企画課 電話番号 06-6630-3386（代表）